

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻義則 外56名

被告 関西電力株式会社

## 準備書面 11

平成27年7月7日

大津地方裁判所民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸謙一

同 菅 充行

同 高橋典明

同 吉川 実

同 加納雄二

同 田島義久

同 崔 信義

同 定岡由紀子

同 永芳 明

同 藤木達郎

同 渡辺輝人

同 高橋陽一

同	関根良平
同	森内彩子
同	杉田哲明
同	石川賢治
同	向川さゆり
同	石田達也
同	稲田ますみ

【目次】

第1章	被告準備書面（8）の第1章から第3章に対する反論（新規性基準 関連） .....	3
第1	はじめに .....	3
第2	立地審査指針に関する主張について .....	4
第3	新規制基準に適合することは安全を意味するものではないと原子 力規制委員会が繰り返し認めているとの主張に対する反論について .	7
第4	安全評価審査指針に関する主張及び共通要因故障に関する主張に 対する反論について .....	8
第5	「使用済み核燃料プール」に関する主張に対する反論について .....	10
第6	外部電源に関する主張に対する反論について .....	12
第7	過酷事故対策に関する主張に対する反論について .....	14
第8	テロ対策に関する主張に対する反論について .....	16
第9	結論 .....	18
第2章	被告準備書面（8）の第4章に対する反論（避難計画関連） .....	18

## 【本文】

本準備書面は、被告準備書面（８）に関して、補充的に反論を行い、被告の主張に全く理由がないことを明らかにするものである。

### 第１章 被告準備書面（８）の第１章から第３章に対する反論（新規性基準関連）

#### 第１ はじめに

１ 原告らは、訴状（３６～６４頁）及び準備書面６において、新規制基準が極めて不十分な基準であり、新規制基準は、原発の安全性を何ら担保するものではないことを主張した。そして、その理由につき、深層防護の体をなしていないこと、国際的な基準と乖離していること、立地審査指針が欠如しており放射性被害を防止することを何ら保証するものではないこと、福島第一原発事故の教訓が全く活かされていないこと（安全評価審査指針の見直し・組入がなされていないこと、単一故障指針が見直されていないこと、外部電源に関する問題等）、避難計画（５層の防護）が欠如していること、汚染水問題に触れられていないこと、使用済み核燃料プール（閉じ込める機能がないこと）、基準地震動の策定が不十分であること、過酷事故対策が不十分であること（既存の原発に付け焼き刃的に過酷事故対策を施すだけ、可搬式設備への依存とその危険性）、テロ対策が不十分であることについて、個別具体的に主張した。

２ しかるに、被告は、原告らの新規制基準の問題点（極めて不十分な基準であり、新規制基準は、原発の安全性を何ら担保するものではないという点）に関して、何ら実質的な反論をしていない。又、個別具体的な主張に対して、正面から反論をしていない。

被告の準備書面（８）は、原告らの新規制基準の問題点に関する主張に対する、反論準備書面としての体をなしていない。例えば、原発審査の要である立地審査指針が欠如しているのに、何故安全性が担保されていると判断できるのかについてすら一切論証できていない。

被告の主張は、要は、新規制基準では、安全確保対策を強化することに行っていることから、福島第一原発事故と同様の事態が生じることは「まず」考えられないとして、全く根拠のない新たな「安全神話」を振りまくこと

に終始しているに過ぎない。また、深層防護（多重防護）という発想を放棄しており、安全思想の根本的な誤りを露呈している。

- 3 新規制基準が合理的なものか否か（公衆の安全性を保証するものであるか否か）は、本件訴訟における重要な争点の1つである。かかる重要な争点である新規制基準の合理性について、今なお、実質的な反論がない以上、原告らの主張を前提に判断がなされるべきである。

具体的な反論や指摘に乏しく、およそ争点が噛み合わない準備書面に対する反論は、本来的に不要とも思われるが、本準備書面では、被告準備書面（8）に関して、補充的に反論を行い、その根本的な誤りを明らかにする。

## 第2 立地審査指針に関する主張について

- 1 被告は、「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」（いわゆる「立地審査指針」）に関して、設置許可基準規則解釈において引用されていないとしている（被告準備書面（8）13頁）。すわなち、被告の主張は、新規制基準には、立地審査指針が存在しないということである。

その上で、被告は、新規制基準を踏まえ、安全確保対策を強化することとしていること、地震、津波等の自然的立地条件の適切な想定をしていること等を考慮すれば、福島第一原発事故と同様の事故が生じることは「まず」考えられないとして、立地審査指針に適合しないとの主張に対する反論をしている。

- 2 しかしながら、立地審査指針は、万が一の事故が発生した場合に、周辺公衆の放射線被害を防止する基準であり、原発審査の最も根本的かつ重要な基準である。このような、立地審査指針が欠如しているのであれば、新規制基準は、周辺公衆の放射線被害を防止することを何ら保証しないこととなる。

仮に、被告が言うように、新規制基準を踏まえ安全対策が強化されたため、福島第一原発事故と同様の事態が生じることはまず考えられないのであれば、立地審査指針を新規制基準に組み入れ、再稼働の必要最低限の条件として、立地審査指針に基づき、立地の適合性を判断すればよい話であ

る。立地審査指針に基づき判断して、一般公衆に対して放射線被害が生じないことが判断されない限り、安全対策が十分とは言えないからである。

ところが、実際には、被告も認めているように、新規制基準には立地審査指針が組み入れられていない。福島第一原発事故の発生を踏まえた、各原発の立地審査指針への適合性の再検証すら一切なされていない。

これは、立地審査指針に基づき立地の適合性を判断すれば、本件各原発を含めた原発が全て、現に現実化した福島第一原発事故程度の原発事故を想定した場合ですら（最悪のシナリオは偶然が重なり回避されたに過ぎない）、周辺公衆の住民に放射性被害を与えること、すなわち、立地不適合となってしまうことが明らかになったからに他ならない。

原発審査の要であり、設置許可の大前提である、立地審査指針を欠如した、新規制基準では、原発の安全性は何ら保証されるものではない。被告が、いくら、「安全」性を吹聴しようと、立地審査指針に基づく判断が欠如している以上、全く根拠がない机上の空論に過ぎない。

3 さらに、被告は、地震等の自然的立地条件の適切な想定の下、「安全上重要な設備」の共通要因故障が防止されるので、福島第一原発事故と同様の事故が生じることは「まず」考えられないとして、同事故と同様の事故と放射能の広がりを想定すべきとする原告らの主張には理由がないとしている。

しかしながら、立地審査指針は、万が一（「まず」起こらないとしても）の事故が発生した場合であっても、放射線被害が周辺公衆に及ばないことを審査し、安全性を保証する基準である（立地審査指針における基本的目標は、技術的見地からみて、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故（「重大事故」）や重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故（「仮想事故」）の発生を想定するものとされている（甲全第8号証））。

よって、立地審査指針は、決して、被告の主張するような、「まず考えられない」から想定しなくてよいという楽観論をもって判断される基準ではない。あくまでも、万が一の重大事故が起こることを前提にした基準であり、被告の主張は矛盾・破綻している。なお、被告の言う、「安全上重要な設備」の共通要因故障が防止されるとの主張は、新規制基準における

基準地震動の策定方法が極めて不合理であるため、その前提自体が誤りである（後述第4の2参照）。

- 4 また、被告が多用する、「同様の事態（事故）が生じることはまず考えられない」という表現は、裏を返せば、起きる場合があることを認めていることに他ならない。起きる可能性を認めているにもかかわらず、被告は、「まず起こらない」として、起きる可能性がある事態に関する対策を講じなくてよい、想定しなくて良いと主張しているのであり、原発の本質的危険性を踏まえた安全意識を完全に欠如している。

ここに、原発は、原子炉内に莫大な量の放射性物質が蓄積されていることから、大事故を起こすと広範な放射能汚染をもたらす。また、原発とそれ以外の技術との決定的な違いは、事故収束の本質的困難さにある。すなわち、原発は、核分裂の連鎖反応が暴走する危険性を秘めた制御しにくいものであることに加え、核分裂停止後も生成された核分裂生成物が崩壊熱を出し続けるという特殊性をもつ。そのことが運転停止後の継続的冷却を不可欠とし、その失敗によるメルトダウンの危険性を生み、原子炉圧力容器や格納容器の破損により大量の放射性物質を広範にばらまくという深刻な放射能汚染を引き起こす。その被害規模は、他の技術における事故とは決定的に違い、原発は、いったん過酷事故が起こるとその収束は困難を極めるとともに、放射能汚染における被害は計り知れない。そのことは、福島第一原発事故によって実証されている。

にもかかわらず、被告は、万一の事故を前提とした基準である立地審査指針に関して、まず考えられないから想定しなくて良い等と、安易な基準にすり替えてしまっている。被告は、原発を家電製品等の一般的な技術と勘違いしているとしか言いようがない。

- 5 さらに、事故が発生した場合の、第5層の防護である避難計画の実効性に関して、新規制基準は全く判断するものではない（この点に関する被告の実質的な反論も全くない。被告代理人自身、前回の弁論期日で、準備書面の主張は、制度を説明したのみであり、計画に実効性があるとの趣旨ではないと明言している）。

このような新規制基準が、公衆に対して放射線被害を与えないことを何ら保証するものではないことは明々白々であり、新規制基準は、公衆に対

して被曝の受容を迫る極めて不合理な基準である。

被告の主張は，ことごとく，立地審査指針を欠如し，避難計画の実効性に触れない，新規制基準では何ら安全性が保証されないという原告らの主張に対する，反論になっていない。むしろ，「万が一」の事態を想定した原発の基準を，「まず」起こらないから大丈夫等という安易な基準にすり替えており，その安全思想の根本的な誤りを露呈している。

### 第3 新規制基準に適合することは安全を意味するものではないと原子力規制委員会が繰り返し認めているとの主張に対する反論について

- 1 被告は，田中委員長の発言を引用し，新規制基準に適合することは安全を意味するものではないと原子力規制委員会が認めているとの主張に対する反論をしている（被告準備書面（8）13頁参照）。
- 2 しかしながら，被告の主張は，そもそも，新規制基準が，「安全基準」ではなく，「規制基準」とされるに至った経緯を完全に看過しており，失当である。

すなわち，2013（平成25）年3月19日，平成24年度第33回原子力規制委員会において，田中原子力規制委員長が，私案として示した「原子力発電所の新規制施行に向けた基本的な方針」（甲全第166号証）においては，「事業者は，原子力発電所の安全確保の一義的責任を負う。規制当局が，原子力発電所の安全性に関する証明責任や説明責任を負っていると履き違えると，安全神話に逆戻りしてしまう。原子力規制委員会は，原子力発電所が規制の基準を満たしているか否かを確認し，その結果により達成される安全レベルの説明を行うことを役割とする。」とされ，原発の安全性の確保は一義的には事業者の責任であり，原子力規制委員会は，原発の安全性を担保する役割はないことが確認されている。

また，2013（平成25）年4月3日，平成25年度第1回原子力規制委員会において，田中委員長は，「『安全基準』と言うと，基準さえ満たせば安全であるという誤解を呼ぶことがあって，私も先にプレス会見でご指摘をいただいて，傾聴に値しますということで，先週『規制基準』がいいという話をさせていただきました。今日ここで皆様のご賛同をいただければ，今後は『規制基準』ということで，私どもの文章も統一してい

きたいと思うんですが、よろしいでしょうか。」と発言し、他の委員からも異論なく、以降この「規制基準」という用語が使用されるに至った（甲全第167号証）。すなわち、用語の策定にあたっては、原子力規制委員会は、基準適合性を判断するのみで、「規制」基準を満たしたからといって、原発が「安全」であることを意味しないことが、強く意識されているのである。

さらに、2014（平成26）年7月16日、平成26年度第16回原子力規制委員会において、九州電力川内原発1、2号機の再稼働に向けた安全審査の申請に対し、これを認める合格書案にあたる審査書案をとりまとめた直後の記者会見でも、田中委員長は、「安全審査ではなくて、基準の適合性を審査したということです。ですから、これも再三お答えしていただきますけれども、基準の適合性は見えていますけれども、安全だということは、私は申し上げません。」などと発言し（甲全第98号証）、新規制基準に適合しているからといって原発が安全であることを意味するものではないと再度強調しているのである。

#### 第4 安全評価審査指針に関する主張及び共通要因故障に関する主張に対する反論について

##### 1 被告の主張

被告は、被告準備書面（8）「第2章・第2」（16頁）において、大要、新規制基準では設備の安全機能の重要度に応じて、地震、津波等の自然現象に対する設計要求を規定し、「安全上重要な設備」の地震、津波等による共通要因故障はこの設計要求により防止されることから、偶発的な機器の故障、破損等に対する設備の信頼性に関しては「単一故障」を仮定して安全設計・評価を行えば足りる、と主張する。

しかしながら、被告の主張は、福島第一原発事故において共通要因故障が生じた事実を無視するものであり、原発の安全性を確保するうえで全く不足した考え方に基づく不合理な主張である。

##### 2 共通要因故障を仮定することは当然であること

そもそも、原告準備書面2及び原告準備書面4等で主張したように、新規制基準における基準地震動の策定方法はまことに不合理であり、そのよ

うな不合理な方法で策定された基準地震動を前提とする耐震設計をしても、地震による共通要因故障を防止することなどできない。したがって、新規制基準（設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈）による設計要求によって共通要因故障は防止できるとする被告の主張は、その前提が誤りであり、原告らの主張に対する反論とはならない。

また、被告自身が「安全上重要な設備は…実際に故障等が発生することはまず考えられないところ、あえて「単一故障」が発生したと仮定し…設計される」（被告準備書面（8）17頁注10）などと主張するように、原発の設計においては万が一にも事故が発生しないよう慎重に慎重を重ねて設計すべきであり、仮に故障の発生が考え難いとしても「あえて」故障が発生したと仮定して設計すべきものである。それゆえ、原発の設計にあたっては共通要因故障が生じることを仮定すべきことは当然であり、共通要因故障が生じてもお安全を担保できる設計でなければならない。

### 3 福島第一原発事故の教訓を無視してはならない

しかも、福島第一原発事故の経験から、地震や津波などの自然現象を原因とする事故については、単一故障の仮定通りに事態は進展はせず、一つの原因で必要な安全機能が同時に全て故障するという共通要因故障が生じ、単一故障を仮定する設計思想が安全確保に不足した考え方であったことが明らかとなっている。

それゆえ、原子力規制委員会の基準検討チームにおいても、「信頼性に関する設計上の考慮」について、「共通要因又は従属要因による機能喪失が独立性のみで防止できない場合には、その共通要因又は従属要因による機能の喪失モードに対する多様性及び独立性を備えた設計であること」という規則案が検討され、設計段階において共通要因故障の発生を仮定することが検討されていたのである。

福島第一原発事故の教訓からすれば、共通要因故障が起こらないことを前提とするのではなく、共通要因故障が起きることを仮定し、それでもなお安全が確保できるというのでなければ原発を稼働することは許されない。それにも拘わらず、新規制基準は、共通要因故障を仮定した設計を要求していないのであるから、新規制基準では原発の安全を確保することができないことは明らかである。

## 第5 「使用済み核燃料プール」に関する主張に対する反論について

### 1 被告の主張

被告は上記準備書面において、以下のとおり主張する。

「炉心に燃料集合体が装荷された原子炉等の1次冷却設備は、・・・放射性物質を閉じ込める役割を果たす燃料被覆管の一部が損傷し、放射性物質が放出されるおそれがある。そこで、そのような放射性物質を含む高温、高圧の水蒸気（水）の周辺環境への放出を万が一にも防止するため、耐圧性能を有する原子炉格納容器のような堅固な施設による閉じ込めが必要となる。」

一方、使用済燃料は、使用済燃料ピット水により、冠水状態で貯蔵されており、「冠水さえしていれば崩壊熱が十分除去され、放射性物質を閉じ込める役割を果たす燃料被覆管の損傷に至ることはなく、その健全性が維持されることから、使用済燃料ピットから周辺環境への放射性物質の放出を防止するためには、使用済燃料の冠水状態を保つ必要があります、かつ、それで十分である。そして、このような状態では、放射性物質を含む高温、高圧の水蒸気（水）が瞬時に発生、流出するような事態はおよそ起こり得ないことから、原子炉等と異なり、使用済燃料ピットは、耐圧性能を有する原子炉格納容器のような堅固な施設による閉じ込めを必要としない」。

要するに、被告の論理は、使用済燃料ピット内の使用済燃料の冠水状態を保つ必要があります、かつ、それで十分であるから、原子炉格納容器のような堅固な施設による閉じ込めを必要としないということにつきます。

### 2 原告らの反論

しかし、被告の主張は以下の点で不合理である。

- (1) 被告が、「使用済燃料ピット内の使用済燃料の冠水状態を保つ必要があります、かつ、それで十分であるから、原子炉格納容器のような堅固な施設による閉じ込めを必要としない」と主張する場合の意味は、冠水状態が保たれている以上は原子炉格納容器のような施設は必要ないという趣旨のようである。

しかし、これは原告らの主張に対する反論になっていない。

原告らは、冠水状態が保たれている場合にも原子炉格納容器が必要だ

と主張しているのではなく、冠水状態を保てない場合に放射性物質が拡散することを防ぐために、原子炉格納容器のような堅固な施設が必要だと主張しているのである\*1。

なお、被告は万一冷却設備等が、機能喪失した場合でも、技術基準に関する規則69条を挙げて、可搬式代替低圧注水ポンプ等を設置することにより、必要な水量を保つことができると主張している（被告準備書面（8）20頁）。

しかし、同規則70条では、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷が起こったことを前提として、敷地外への放射性物質の拡散抑制設備の施設を義務付けているのである。すなわち新規制基準でも、使用済み燃料の冠水状態を保てない場合が発生することを折り込み済みなのである。

貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷が起こった場合、冷却水の温度が上昇し冠水状態を保てない事態に至ることは当然に予想される。同規則は、冠水状態を保てない場合の敷地外への放射性物質の拡散抑制設備の施設を義務付けているのであって、被告の主張は、同規則の立場にも反することになる。

(2) 原告らは、原告準備書面3の「第1 使用済み燃料プール」以下（同書面4頁から11頁）で詳しく説明したが、2011年3月の福島第一原発事故時において、原子炉第4号機プールでは、現実には、ジルコニウム火災の一手前まで行ったのである。ただ、4号機プールの「使用済み核燃料の過熱・崩壊は、震災直前の工事の不手際と、意図しない仕切り壁のずれという二つの偶然もあって救われた」との報道にもあるように、いわば二重の偶然によって回避されたに過ぎないということについては、既に詳細に説明したとおりである\*2。

(3) 国会事故調136頁（インターネット版）では、「f.使用済み燃料プールの冷却水喪失事故」という項目において、「使用済み燃料プールの冷却水喪失事故に関しては、原子炉内での燃焼により核分裂性物質が減少していること、原子炉内での燃焼から時間が経過しており、崩壊熱が

---

\*1 福井判決（甲全第51号証60頁）も、「原子力発電所は、いったん内部で事故があったとしても放射性物質が原子力発電所敷地外部に出ることのないようにする必要があることから、その構造は堅固なものでなければならない。」と判示している。

それだけ低下していること、冷却水を喪失した場合の雰囲気は空気であること、使用済み燃料プールに対しては第5の壁（原子炉建屋）以外の閉じ込める機能がないこと、原子炉よりも多量の燃料が貯蔵されていることがあることなど、原子炉内とは異なる条件が存在する。比較的発熱量の大きい使用済み燃料が保管されている使用済み燃料プールの冷却水が喪失した場合、損傷及びその進展状況によっては、過熱による「ジルコニウム火災」の懸念がある。」と明確に指摘しており、冠水状態を保てない場合の惨事について言及している。

(4) また、政府は、4号機プールの燃料棒損傷・膨大な量の放射性物質の大気中への放出という経過は、いわゆる「最悪のシナリオ」として当時の政府においても予想していた（甲全第5号証）。「最悪のシナリオ」の作成経緯及び内容については、原告準備書面3の11頁以下において詳細に説明したとおりである。

#### (5) 結論

以上からも明白であるが、冷却水を喪失した場合の使用済み燃料プールの閉じ込め機能の問題は極めて重大である。被告が、「使用済み燃料の冠水状態を保つ必要があり、かつ、それで十分である。」として、冠水状態が保てない場合について説明をしないのは、敢えて避けているとしか考えられない。

敢えて避けることによって、被告は、冠水状態が保てない場合のための原子炉格納容器のような堅固な施設が存在しないことが極めて重大な欠陥であることを、自白しているに等しいのである。

## 第6 外部電源に関する主張に対する反論について

### 1 被告の主張

被告は、被告準備書面「第2章、第4」（20頁）において、事故時における原子炉等の安全性を確保するために必要な電力の供給は、外部電源ではなく、非常用ディーゼル発電機が担うこととしており、この非常用ディーゼル発電機については「安全上重要な設備」として耐震重要度分類S

---

\*2 朝日新聞2012年3月8日朝刊1面から以下の記事を引用（甲全第64号証）。

クラスに分類され、基準地震動に対して機能喪失しない設計となり、そのうえ多重性又は多様性及び独立性を考慮した設計とされることで本件各原発の安全性を確保できると主張し、それゆえ、外部電源の耐震安全性の要求水準が低いことから原発の安全性が確保されないとの原告らの主張は失当である、などと主張する。

しかしながら、被告の主張は、原子力発電所設計の基本的な考え方である多重防護（深層防護）の思想とはかけ離れた主張であって、原発の安全性が確保されていないことを露呈するものである。

## 2 多重防護（深層防護）の思想から逸脱していること

言うまでもなく、原発の安全性を確保するために必要な電力の供給は、第一次的には外部電源が担うものである。福井地裁決定（甲全第159号証）が「多重防護とは堅固な第1陣が突破されたとしてもなお第2陣、第3陣が控えているという備えの在り方を指すと解されるのであって、第1陣の備えが貧弱なため、いきなり背水の陣となるような備えの在り方は多重防護の意義からはずれぬ」（甲全第159号証38頁）と判示したように、原発設計の基本的な考え方である「多重防護」の思想に立てば、原発の安全を確保する上で第一次的な役割（すなわち第1陣）を担う外部電源についても「堅固な第1陣」にふさわしい耐震性をもたせることは当然といえる。

ところが、被告は、外部電源における耐震安全性が低いことを認めながら、事故時における必要な電力の供給は外部電源ではなく、非常用ディーゼル発電機が担うとし、事故時における電力の供給にあたっては、言わば第1陣が突破されても第2陣があるから大丈夫であると主張している。つまり、被告は、事故時における原子炉等の安全の確保に不可欠な電力の供給については、外部電源ではなく非常用ディーゼル発電機が担うから外部電源についての耐震安全性は低くても構わないと主張しているのであり、原発設計の基本的な考え方である多重防護の思想を全く理解していないというほかない。

## 3 福島第一原発事故の教訓を踏まえていない

もとより、福島第一原発事故において全交流電源喪失という事態を招いた原因は、外部電源と非常用電源の両方を喪失したことにあつたが、外部

電源を喪失した原因は、外部電源の重要度分類が最低ランクである「PS-3」に位置づけられており（甲全第13号証）、耐震設計上の分類も「Cクラス」に分類されていたために（甲全第14号証）、地震の揺れによる送電ケーブルの損傷、送電鉄塔の倒壊等により、外部電源を構成する設備が損壊したことにあった。そして、言うまでもなく、非常用電源が喪失したとしても外部電源が維持されていれば全交流電源喪失という事態を招くことはなかった。

このような福島第一原発事故の教訓を踏まえるならば、外部電源が原子炉等の安全の確保に不可欠な電力の供給を担う第一次的役割を果たす極めて重要な設備であることを認め、重要度分類指針の「PS-1」、耐震重要度分類の「Sクラス」に格上げし、より原発の安全性を高めるべきであることは当然である。

#### 4 外部電源を耐震Sクラスにすることは技術的に十分可能であること

しかも、外部電源を耐震重要度分類Sクラスに格上げし、相応する耐震性を備えさせることは、技術的・物理的に十分に可能である。

それにも拘わらず、新規制基準では何故に外部電源の重要度分類、耐震重要度分類を格上げせず、基準地震動 $S_s$ を下回る地震動によっても機能を喪失するような脆弱な外部電源のまま原発を再稼働させようとしているのか。

それは、外部電源の耐震重要度分類をSクラスにしてしまうと、膨大な数の送電鉄塔を基礎工事からやり直す必要が生じるなど、敷地内外の外部電源に関わる系統を大幅に見直す必要があり、それには莫大なコストがかかるからにほかならない。

しかしながら、脆弱な外部電源を耐震Sクラスへ格上げし、多重防護における第1陣となるにふさわしい耐震性を備えさせるべきであることは明らかであるのに、「コスト」を口実にして福島第一原発事故の教訓を無視することは許されない。

### 第7 過酷事故対策に関する主張に対する反論について

- 1 被告は、原告らの過酷事故対策に関する主張において、過酷事故がいかに発生し、原告らの人格権侵害に至るのかの機序については触れられてい

ない上、いかなる理由で不十分であるのか等、本件各発電所の危険性を具体的に指摘していないなどと主張する（被告準備書面（８）２３頁）。

しかしながら、原告らは準備書面６の３６頁以下において、過酷事故対策に関する条文の構造を明らかにした上で、実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則の条文を挙げて、「冷やす」、「閉じ込める」ことが十分にできないこと、また敷地外への放射性物質の拡散抑制対策も不十分であることを説明している。被告は、この点に関する原告らの主張に対して、何ら反論していない。「冷やせない」、「閉じ込められない」、さらに敷地外への放射性物質の拡散抑制対策も不十分である本件各発電所について、危険性が具体的ではないなどということはいえない。

そればかりか、被告は、本来、異常が発生した際に、原子力発電所を「止める、冷やす、閉じ込める」ためには、福島第一原発事故で露呈した設備の不備等を真摯に反省して、設計面で根本的な改善に取り組むことが不可欠であるにもかかわらず、設計面を根本的に見直すことなく、「止められない、冷やせない、閉じ込められない」ことを前提とした付け焼き刃的な安全装置で被害を緩和させようという発想自体が根本的な誤りがあると指摘した点について（原告準備書面６の３６頁）、何らの反論もしようとしない。

２ 被告は、高浜３，４号機を例に挙げ、原子炉格納容器の過圧破損防止対策として、まず、常設設備である恒設代替低圧注水ポンプにより原子炉格納容器スプレイ配管、その後可搬式設備である可搬式代替低圧注水ポンプ、さらに格納容器再循環ユニット及び大容量ポンプが機能し、そして一連の収束措置において、可搬式設備に関して、アクセスルートを確保し、また操作方法の訓練を繰り返し実施している等として、「このような対策を講ずることにより、本件各発電所の安全性は確保される」旨主張している（被告準備書面（８）２４～２５頁）。

しかしながら、被告のかかる主張は、可搬式設備は過酷事故時に有効に機能しないとの主張に対する反論となっていない。とりわけ地震や津波が発生した場合に、被告が主張するような、可搬式設備が機能する保証は全くない。想定する地震や津波を殊更過小評価し、人的対応が可能であるとしているにすぎない。また、巨大地震が頻発する我が国において、山崩れ、

地滑り，道路や通路の損傷等が発生したり，複数の機器が同時に損壊したり，職員が怪我等を負ったり，所外からの支援も滞り，孤立無援に陥ったりする状況は充分想定範囲内である。その中で，過酷事故対策マニュアルが使えなくなってしまう可能性が大きく，可搬式設備による人的対応は全く期待できないのである。この点，ヨーロッパのE U Rの基準では，可搬式設備による人的対応の有効性を期待することを明確に禁止している。

また被告は，原子炉格納容器の過圧破損防止対策を例に挙げて，常設設備と可搬式設備が有効に作動して「本件各発電所の安全性は確保される」などとしているが，新規制基準はかかる対策が功を奏せず，水素爆発や敷地外へ放射性物質が拡散する場合の対策をも規定しており（技術基準に関する規則67条～70条），格納容器の過圧破損防止対策をしても「安全性が確保されない」事態の発生を自認しているのである。

なお，原告らが，新規制基準には電源や動力がなくても何もしないでも長期にわたって冷却できるようにしようという「受動的安全性」の発想が取り入れられていない点を指摘したにもかかわらず（原告準備書面6の44頁），被告はこれにも反論をしていない。

## 第8 テロ対策に関する主張に対する反論について

- 1 被告は，本件各発電所において，第三者の不法な接近等に対し，これを防護するため，発電所の建屋をコンクリート壁等の強固な障壁によって外部と遮断するとともに，その周囲には海側も含めフェンスや侵入検知装置等を設置し，不審者の侵入を防止しているなどと指摘している（被告準備書面（8）26頁）。

しかしながら，原告らが，準備書面3の25頁以下で述べたように，使用済み核燃料プールが故意による大型航空機のハイジャックによる自爆テロ等の航空機落下，ミサイル等爆弾テロの標的になったときは，大規模火災が発生し，使用済み核燃料が破損し，または，冷却設備等の破壊によって使用済み核燃料の冷却に失敗するなどして使用済み核燃料の放射性物質が環境中に放出される危険性が極めて高い。このようにテロの標的になった場合は，コンクリート壁等の障壁も機能しないし，侵入検知装置等により侵入を検知しても対策を講じる前に過酷事故が発生する。

そのため、被告の上記主張は原告らが主張しているケースに対する有効な反論たり得ていない。

2 被告は、警察及び海上保安庁においても、陸上及び海上から24時間体制で嚴重な警備が行われていること、国の検査官によって核物質防護規定の遵守状況に関する検査が行われていること、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴い、防護区域内外の枢要設備の防護や、立入制限区域の設定等の対策が強化されていること、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、「緊急対処事態」として、国が的確に対処することとなっていることを挙げ、「本件各発電所に対するテロによる被害の防止に向けて取り組んでいる」などと主張している（被告準備書面（8）26～27頁）。

まず警察及び海上保安庁においても、陸上及び海上から24時間体制で嚴重な警備が行われているとの被告の主張は、何ら具体的な主張立証を伴わないものであり、失当といわなければならない。本件各発電所の周囲は「嚴重な警備」など行われていない。それ以外の被告の上記主張については、法律や規則を挙げるのみで、具体的にどのような対策が講じられており、しかもそれらの対策が有効に機能し、危険な事態の発生をいかに防止できるのかについて、何ら具体的な主張立証を伴わない。

そもそもこの点についての被告の主張は、建屋をコンクリート壁等の障壁による外部との遮断、その周囲にフェンスや侵入検知装置等の設置、24時間体制での警備の実施のほかは、国や警察、海上保安庁等により、対策が講じられる旨述べるにとどまり、被告独自で航空機落下やミサイル等爆弾テロに対する対策を講じていないことを前提としたものである。確かに、国や警察等との関係・協力が必要であるとしても、被告は本件各発電所を管理・運営し、それにより経済的利益を得ている立場にあって、航空機落下やミサイル等爆弾テロに対する対策を真剣に検討し、かかる対策を原子炉や格納容器の設計面に組み込む等の対策を講じなければならないはずである。

なお、重大事故対策に、ミサイル攻撃を考慮していないこと、原発施設以外の関連施設はテロリズム対策がとられていないことについては訴状53頁のとおりであるが、被告は何らの反論をしようとしな

## 第9 結論

以上の通り、被告準備書面（8）は、新規制基準は、極めて不十分な基準であり、原発の安全性を何ら保証するものではないという、原告らの主張に対する実質的な反論に一切なっていない。

むしろ、被告は、原発の本質的危険性や福島第一原発事故の教訓を全く踏まえることなく、全く根拠のない新たな「安全神話」を振りまくことに終始している。また、深層防護（多重防護）という発想を放棄しており、安全思想の根本的な誤りを露呈している。

訴状や原告準備書面6で述べてきた通り、新規制基準は、極めて不十分な基準であり、原発の安全性を何ら保証するものではなく、周辺公衆に対して被曝の受容を強いる人格権侵害を容認する極めて不合理な基準である。

## 第2章 被告準備書面（8）の第4章に対する反論（避難計画関連）

被告は、上記準備書面において、原子力災害対策に関する枠組み、原子力災害対策指針、国・地方公共団体・原子力事業者の取組みを説明している。

しかし、原告らが問題にしているのは、国において原子力災害対策指針や防災基本計画が策定され、それらに基づいて各自治体で地域防災計画（原子力災害対策編）が策定されたとしても、実際にその地域防災計画に基づいて避難ができるのかという問題であり、また、放射性物質から被曝を避けながら避難ができるかという、避難計画の実効性・合理性の問題である。

この点に関し、被告は避難計画に実効性や合理性があるとは一言も言っていない。それは、避難計画に実効性や合理性がないことを被告が理解しているからである。

避難計画の問題は、周辺住民の生命身体の安全を考える上で本質的な問題であり、この問題を回避して再稼働の判断はできない。住民側の申立てを却下した川内原発に関する仮処分決定（鹿児島地決平成27年4月22日、甲全第146号証）も、避難計画の実効性や合理性について触れざるを得なかった（もっとも、鹿児島県知事自身も10km以遠の地域に関しては実効性のある避難計画を定めることは不可能であると自認しているにも拘わらず、裁

判所の判断は極めて表層的で実際に事故が起こった時に住民が避難できるかどうかを検討したものではない)。

従前述べた通り，被告の有する原子力発電所の周辺に存在する自治体が策定した避難計画に実効性や合理性がなく，このような実効性や合理性がない避難計画のもとでは原子力発電所を稼働させるべきでない。

以上